

## 酒田第一タクシー株式会社が運行する乗合タクシーの運賃改定について（概要説明）

### （1）事業内容

酒田第一タクシー株式会社では、一般乗合旅客自動車運送事業にて下記の予約型乗合タクシーを運行しています。

運賃については、一般のタクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）のような国土交通省が公示する上限運賃によるものではなく、地域の関係者による協議の結果、通常の運賃とは違う運賃を設定できる「協議運賃」を採用しています。

#### ①庄内空港乗合タクシー

酒田市街地の利用者宅などから庄内空港の間を、庄内空港の発着便に合わせて毎日往復しています。飛行機発着時間の2時間以上前（東京行きは朝1便は、前日22時まで）の予約が必要です。

#### ②遊佐乗合タクシー

遊佐町の各エリアと酒田市街地の間を、日曜日・祝日を除いて毎日運行しています。出発時刻の1時間前までの予約が必要です。

#### 【出発時刻】

酒田市街地発	—	—	12:00	13:00	17:00
遊佐町発	8:00	9:00	12:30	13:30	17:30

### （2）変更しようとする乗合タクシーの運賃

①庄内空港乗合タクシー	現行運賃	改定運賃
酒田市街地～庄内空港	1人 1,860円	1人 2,300円

②遊佐乗合タクシー	現行運賃	改定運賃
Aエリア（豊岡・小松・岩川等～酒田市街地）	1人 1,860円	1人 2,100円
Bエリア（大蔵岡・野沢・江地等～酒田市街地）	1人 2,410円	1人 2,650円
Cエリア（吹浦・杉沢・白井新田等～酒田市街地）	1人 2,960円	1人 3,150円
回数券	4枚綴 6,600円	4枚綴 7,560円

### （3）変更理由

令和8年2月19日に公示された山形地区のタクシー運賃改定を受け、予約型乗合タクシーの運賃を改定するものです。

(4) 施行予定日

令和8年5月1日(金)

(5) 今後の進め方

今回の意見公募による結果を踏まえ、道路運送法第9条第4号の規定に基づき、令和8年4月8日～4月14日において酒田市運賃等協議会を開催し、協議します。

(6) 関係法令

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。)の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(中略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。